



法人である会社にも市民税が課税されるのはなぜですか。



越谷市では、道路・公園などの整備や消防、ごみの収集などの業務をはじめ、市民の皆さんの福祉の向上のためにさまざまな仕事をしています。

市民税は、これらの仕事に要する費用の一部をそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税金であり、市民として暮らしていくうえでいわば会費のようなものといえます。

そこで、越谷市の行うこれらのさまざまな仕事による受益、すなわち各種行政サービスによる受益は、個人のみならず法人についても同様であると考えられることから、法人に対しても市民税が課税されることとなります。

法人市民税は、法人の規模などに応じた均等割と法人税額を基礎とした法人税割により、課税されることとなります。

申告と納税については、事業年度終了後などの一定期間内に税額を申告するとともに、その税額を納める申告納付制度になっています。

なお、税率などは、次のとおりです。

■法人税割の税率

資本金等の額	法人税額または 個別帰属法人税額	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度分	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度分
1億円超	-	14.7 / 100	12.1 / 100	8.4 / 100
1億円以下	年額500万円超			
		年額500万円以下	12.9 / 100	10.3 / 100

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、資本金等の額が「資本金+資本準備金の合計額」を下回る場合、「資本金+資本準備金の合計額」が税率区分の基準となります。

■申告と納税

区 分	申告期限と納付税額
確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2カ月以内、申告納付額は均等割額と法人税割額との合計額 なお、中間（予定）申告を行った税額がある場合にはその税額を差し引きます。
中間(予定)申告	事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内、申告納付額は次の（ア）または（イ）の額です。 （ア）予定申告：均等割額（年額）の1/2と前事業年度の法人税割額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額との合計額 （イ）中間申告：均等割額（年額）の1/2とその事業年度開始の日以後6カ月の期間を1事業年度とみなして算出した法人税額をもとにして計算した法人税割額との合計額

■法人市民税を納めていただく方

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
①市内に事務所や事業所がある法人	○	○
②市内に寮・保養所などがある法人で、市内に事務所や事業所がないもの	○	
③市内に事務所や事業所などがある公益法人等	○	
④法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所または事業所を有する方		○

※ ①には、③に掲げる公益法人等または法人でない社団等で収益事業を行うものを含みます。

■均等割の税率

法人の規模に対してかかる税金で、地方団体が行う行政サービスとの応益関係に着目して、それに要する経費の一部の負担を求めるものです。資本金等の額や従業者数によって年間の税率が定められています。なお、所在期間が1年間に満たない場合は、月割で税額を算出します。

法人等の区分	法人市民税		法人県民税
	市内の従業者数		
	50人以下	50人超	—
公共法人、公益法人等（均等割を課することができないもの以外のもの）、一般社団法人及び一般財団法人、収益事業を営む人格のない社団等、他	5万円		2万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が1千万円以下の法人	5万円	12万円	2万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	13万円	15万円	5万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	16万円	40万円	13万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	41万円	175万円	54万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が50億円を超える法人	41万円	300万円	80万円

※ 従業者数の合計数…市内に有する事務所・事業所・寮などの従業者数の合計数

※ 均等割の税額＝税率×事務所・事業所・寮などを有していた月数÷12カ月

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、資本金等の額が「資本金+資本準備金の合計額」を下回る場合、「資本金+資本準備金の合計額」が税率区分の基準となります。



令和7年度の税制改正で、地方税法等については、どのような改正がありましたか。



令和7年度の税制改正による、地方税法等の主な改正点は、次のとおりです。

<個人市民税>

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、次の改正が行われ、令和8年度分から適用されることとなりました。

○給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、「55万円」から「65万円」に10万円引き上げられることとなりました。

○特定親族特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等の合計所得金額に係る要件が「48万円」から「58万円」に10万円引き上げられるとともに、同年代の子等の合計所得金額が58万円を超え123万円以下である場合において、親等が受けられる控除の額が段階的に減減する仕組みを導入することとされました。

○扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件が、「48万円」から「58万円」に10万円引き上げられることとなりました。

<軽自動車税>

○二輪車の車両区分の見直し

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW(50cc相当)以下に制御したバイク(新基準原付バイク)に係る軽自動車税(種別割)の税率が、年額2,000円と定められ、令和7年度分から適用されることとなりました。

<市たばこ税>

○加熱式たばこの課税方式の見直し

重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している加熱式たばこの課税方式について、重量のみで換算する方式に見直されるほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する仕組みに改められることとなりました。

※激変緩和措置として、令和8年4月1日(第1段階)と同年10月1日(第2段階)の2段階で次のとおり課税方式の見直しが行われます。

		課税標準(紙巻たばこへの換算方法)
改正前(～R8.3.31)		改正前の換算本数 × 1.0
改正後	第1段階 (R8.4.1～)	改正前の換算本数 × 0.5 + 改正後の換算本数 × 0.5
	第2段階 (R8.10.1～)	改正後の換算本数 × 1.0